## 1 会議室等を使用する場合

(単位:円)

| 体田区八              |        | 使用料の額 | <b>沿在甘淮</b> |  |  |
|-------------------|--------|-------|-------------|--|--|
| 使用区分              | 半日     | 半日 1日 |             | 減免基準   |  |
| 多目的ホール            | 3, 010 | 6,040 |             | (1) 町及び川西町交流センター<br>条例(平成20年条例第24号)<br>に規定する交流センター(以下<br>「交流センター」という。)が<br>主催する行事及び事業に使用<br>するとき 免除<br>(2) 社会教育法(昭和24年法律 |  |
| スタジオ (音楽室)        | 470    | 950   |             |  |  |
| 会議室<br>(第1・2・3・和) | 470    | 9 5 0 | 7 1 0       | 第207号) 第10条に規定する社会教育関係団体(以下「社会教育関係団体」という。) が使りするとき 免除  |  |
| 集会室(娯楽室)          | 470    | 950   |             | (3) その他町長が特に減免を認<br>めたとき 100分の50   |  |
| 調理室               | 470    | 9 5 0 | 7 1 0       |  |  |

## 備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10 時までの間を夜間取扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日310円、1日630円、夜間420円とし、使用者負担とする。
- 5 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用 料の2倍の額とする。
- 6 催物等営利目的で使用する場合は、使用料の3倍の額とする。
- 7 催物等営利目的で使用する電気ガス使用料は使用料の3割を加算し、冷暖房料は全施設とも使用料の5割を加算する。

# 2 宿泊部屋等を使用する場合

(単位:円)

|              | 使用区分                  | 使用の単位   | 使用料の額   |        |  |
|--------------|-----------------------|---|---------|--------|--|
| 宿泊する場合       |                       | アー小学生   |         | 4 6 0  |  |
|              |                       | イ 中・高校生   | 1人1泊につき | 5 8 0  |  |
|              |                       | ウ 一般  |         | 7 0 0  |  |
|              |                       | 町外の者が使用する場合、上記区分ごとの使用料の額に<br>100分の150の割合を乗じて得た額とする。 |         |        |  |
|              |                       | 冷暖房料  | 1人1泊につき | 2 1 0  |  |
| 会議室として使用する場合 | ミーティングルーム<br>(会議室兼食堂) |   | 半日      | 7 0 0  |  |
|              |                       | 1部屋につき  | 1日      | 1, 170 |  |
|              |                       |   | 夜間      | 8 7 0  |  |

#### 備考

- 1 1泊とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。
- 2 シャワーを使用する場合は、1人1回につき100円とする。
- 3 宿泊を伴わない場合は、使用時間は午前9時から午後10時までとし、使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10時までの間を夜間取扱いとする。
- 4 宿泊を伴わない場合は、継続使用は原則として3日以内とする。
- 5 宿泊を伴わない場合の冷暖房料(催物等営利目的で使用する場合を除く。)は、半日310円、1 日630円、夜間420円とし、使用者負担とする。
- 6 宿泊を伴わない場合で、町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料 を徴収する場合は、使用料の2倍の額とする。
- 7 宿泊を伴わない場合で、催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍の額とする。
- 8 宿泊を伴わない場合は、別表第1項表内の減免基準に準じる。

### ※寝具類使用の場合は別途料金が必要

# 3 運動場等を使用する場合

(単位:円)

| 使用区分     |                            | 使用料の額  |        |        | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\   |  |
|----------|----------------------------|--------|--------|--------|--|--|
|          |                            | 半日     | 1日     | 夜間     | 減免基準   |  |
| <u>)</u> | <b>室</b> 内運動場              | 2, 410 | 4,830  |        | <ul><li>(1) 町及び交流センターが主催する行事<br/>及び事業に使用するとき 免除</li><li>(2) 指導者が引率し、町内の児童生徒が</li></ul> |  |
| 屋外運動場    | 屋外運動場の<br>全部を単独で<br>使用する場合 | 2, 410 | 4,830  | _      | 団体で使用するとき 免除 (3) 社会教育関係団体が使用するとき 100分の70   |  |
|          | 屋外運動場の<br>半分を単独で<br>使用する場合 | 1, 210 | 2, 420 | _      | (4) その他町長が特に減免を認めたとき<br>100分の50  |  |
|          | ピロティ                       | 800    | 1, 600 | 1, 200 |  |  |

### 備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 使用時間が4時間未満の場合は半日、4時間以上8時間未満の場合は1日、午後5時から午後10 時までの間を夜間取扱いとする。
- 3 継続使用は原則として3日以内とする。
- 4 町外の諸団体及び個人が使用する場合並びに本町の住民が会費又は入場料を徴収する場合は、使用 料の2倍の額とする。
- 5 催物等営利目的で使用する場合は使用料の3倍の額とする。